

基発第 0608002 号
平成 21 年 6 月 18 日

関係団体 各位

厚生労働省労働基準局長



防じんマスクに係る型式検定合格番号第 TM 2 6 6 号
の型式検定合格証の失効について

下記の型式については、別添のとおり平成 21 年 6 月 8 日付で厚生労働大臣により型式検定合格証の失効が行われ、平成 21 年 6 月 18 日付で官報に公示しました。

これに伴い、当該型式の防じんマスクについては、今後、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条により譲渡等が禁止されることとなるので、その旨、会員事業場へ御周知していただくようお願いするとともに、失効以後においても当該型式の防じんマスクの譲渡等が行われている事実を発見した場合は、事務局まで通報していただくよう併せてお願いします。

記

- ・ 品 名 防じんマスク
- ・ 型式の名称 GK 2200A1V
- ・ 型式検定合格番号 第 TM 2 6 6 号
- ・ 合格証の被交付者 三暉商事有限会社
- ・ 合格証の交付日 平成 17 年 5 月 6 日
- ・ 合格証の有効期限 平成 17 年 5 月 6 日から平成 22 年 5 月 5 日まで
- ・ 型式検定申請者 三暉商事有限会社
- ・ 製 造 者 Shanghai Gangkai Purifying Products Co., Ltd.

担当事務局：厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室

TEL 03-5253-1111 (内線 5501) FAX 03-3502-1598

○法務省告示第二百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める旨令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める旨令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成二年法務省告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の専門学校穴吹デザインビューティカレッジの項を削る。
別表第二の新大阪予備校留学生科の項中「新大阪予備校留学生科」を「新大阪外国語学院」に改め
る。

専門学校穴吹デザインビューティカレッジ

卷之三

七年を超え八年以下	年一分七厘
八年を超え九年以下	年一分八厘
九年を超えて十一年以下	年一分九厘
十一年を超えて十二年以下	年一分
十二年を超えて十三年以下	年一分一厘
十三年を超えて十五年以下	年二分一厘
十五年を超えて十七年以下	年二分三厘
十七年を超えて二十五年以下	年三分三厘五毛

第2を次のように改める

第2 懇願第31条の30年第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、次に掲げるものとする。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清型がH5N1又はH7N7であるものに限る。）であって、以下のい

それがの基準に適合するもの
11) 4週間から8週間の二ワトリに静脈注射
ヒト臍の死亡率が75%より低いこと

2) 6 適応の二カトリにおける静脈内接種持原性指數 (I VPI) が1.2以下であるこ

3) H.A.蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザH.A.ウイルスと

類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと

ザAウイルス(新型インフルエンザ等感染症の原因)に限る)であって、その重症型が

H1N1であるもの

十四条の四第一号の規定により次の型式検定

（十七年労働省令第四十五号）第十五条の規定
つき告示する。

成化二十二年六月十八日

型式の名称 GK-300A-V

式検定合格証の交付を受けた者の名称
商事有限会社

十二年六月八日

林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、次のように保安林

走をする。

外務大臣
中曾根弘文

六年以下	年一分五厘五毛
六年を超え七年以下	年二分六厘